

はじめに

平成23年3月11日午後2時46分、東日本一帯を襲った東北地方太平洋沖地震は、最大震度7、地震の規模を示すマグニチュードは9.0で、大正関東地震（大正12年）の7.9や昭和三陸地震（昭和8年）の8.4をはるかに上回る日本観測史上最大の超巨大地震でした。

この地震によって、太平洋沿岸を中心に大津波が押し寄せ、宮城県沿岸部の市町では壊滅的な打撃を受け、多くの尊い生命や財産が失われるなど、想像を絶する被害が発生しました。改めて亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

また、震災後には民・官を問わず国内外の多くの方々から多大なご支援、ご協力をいただきましたことについて、改めて御礼申し上げます。

さて、宮城県では、大震災により発生した膨大な災害廃棄物の処理について、復旧・復興の大前提であるとの認識のもと、発災から3年以内の処理完了という目標を掲げ、取り組んできました。

発災当初、震災による災害廃棄物の量は、最大1,820万トンと推計され、県内で1年間に排出される一般廃棄物排出量の約23年分に相当する膨大な量でした。

災害廃棄物は一般廃棄物として、市町村がその処理を行うことが原則とされていますが、膨大な災害廃棄物の処理を被災市町村に求めること自体にそもそも大きな無理があることや、庁舎が被災し、多数の職員が犠牲になるなど、市町村の行政機能が失われている状況などを踏まえ、県では地方自治法の事務の委託により、沿岸13市町から、災害廃棄物の処理を受託することとしました。

しかし、家庭ごみなどの一般廃棄物を自ら処理している市町村と異なり、産業廃棄物の許認可や指導のみで、そもそも災害廃棄物処理の経験が全くない県としては、発生量の推計ひとつをとっても、阪神・淡路大震災等における知見等を参考としながら手探りで取り組むよりほか無く、また、実際に処理を進める過程においても様々な課題に直面してきたことから、経験に基づく知識や技術の集積の重要性を痛感しました。

災害廃棄物の処理が無事に完了した今、発災直後から処理業務完了までに県が取り組んだ内容を後世に伝えていくことが責務であるとの思いから、記録集としてとりまとめました。

第1章では県が災害廃棄物処理業務を実施するに当たり必要となった調整や取組、発注などについて、第2章から第9章では現場（ブロック・処理区）ごとの処理業務の内容について、以下、第10章では処理先の確保、第11章では解体・原状復旧工事に関して記載しています。

本記録集が各自治体における災害廃棄物処理対策等の一助となれば幸いです。

平成26年7月